

令和 5 年 第 10 回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和 5 年 10 月 16 日(月)午後 2 時 30 分 北区役所 3 階 31・32 会議室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 渡瀬三郎 松島好則 平尾温己 加茂龍雄 江間栄作
中村金夫 足立侑律 袴田博子 根木常次 内山進吾 岡本純
山中秀三 杉山誠 後藤剛 中安千秋 森島倫生 鈴木英雄
水崎久司 井上保典 小柳守弘 鈴木要

欠席： 横井典行 伊藤安子

3. 出席した事務局職員

鈴木智久 齋藤和也 石川宗明 河村幸一郎 縣弘之 奥山英洋 吉山和志
渡邊光二 富永幹人 加藤裕 大石真暉

4. 審議事項

- 第 67 号議案 農地法第 3 条の規定による許可について
第 68 号議案 農地法第 4 条の規定による許可について
第 69 号議案 事業計画変更承認申請について
第 70 号議案 農地法第 5 条の規定による許可について
第 71 号議案 非農地証明について
第 72 号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続（20 年経過）に係る
特例農地等の利用状況の確認について農用地利用集積計画の決定について
第 73 号議案 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について

5. 報告事項

- 報第 70 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報第 71 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について
報第 72 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について
報第 73 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報第 74 号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
報第 75 号 農地の地目変更登記に係る報告について

6. その他

議事の概要

局 長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。
います。

それでは、只今から令和5年第10回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席人数ですが、24名のところ21名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。また、本日の欠席者ですが議席番号8番の横井典行委員、22番の伊藤安子委員でございます。また、森島委員が10分、15分ほど遅れるとの連絡を受けています。なお、会議中は携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣告をお願いいたします。

会 長 みなさん、こんにちは。先月の総会から1カ月たち、ガラリと気候が変わり秋らしくなっ
てまいりました。収穫の秋ということでお忙しいところお集まりいただきありがとうございます
ございました。

報告ですが、先月の末に山口県宇部市の農業委員会会長、委員、事務局長に浜松に視察と意見交換に来ていただきました。営農型太陽光の申請が出そうだということで、宇部市としては初めての地主、太陽光業者、営農者がそれぞれ違う営農型ということで、びっくりというか、浜松ではもう慣れてしまいましたが、勉強したいということで、事務局長、私、青木君の3名で対応しました。

向こうのリクエストで、あまりしっかりやれていない、きれいな所を見ても仕方ないとのことで、そんな所ないはずなのですが、探したらありまして、場所は言えませんが、一緒に行って見ていただきました。向こうの反応は想像どおりでありまして、農業委員会としてどういう対応をしているのかという質問をされまして、私としては指導していますと。やはり良い悪いは別として、営農型太陽光という以上は、制度に基づいて営農していただくことが大事だよ、というお話をしました。当然向こうも、そうだな、ということでございます。制度の問題と我々農業者の目は若干違いますが、粛々とやっていく。ただし、制度に反するような場合は、しっかりと指導していきますよ、ということ念押しで伝えたところ、それしかないだろうな、ということを書いていました。

何をポイントにしているかとたずねられたものですから、営農型太陽光は3年、10年と更新がありますが、その時にできている、できていない、枯れている、ということ言うのではなく、やはり、毎年報告があった際に、問題があればその都度指導する、問題点を直していくとともに、私達農業委員、推進委員、調査員が農地パトロールをしながら問題があれば事務局に言って、その都度指導していかないと更新時に必ず大紛糾、炎上してしまうのでしっかりやっていきたいということを伝えたのを覚えています。

簡単ではございますが、あいさつと代えさせていただきます。

それでは、令和5年第10回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局 長 ありがとうございます。それではここからの進行は、議長として松島会長をお願いいたします。

議 長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、議席番号 19 番の鈴木英雄委員、議席番号 20 番の水崎久司委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第 67 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 1 ページをご覧ください。第 67 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

吉 山 議案説明に入る前に、下限面積撤廃に伴う新規の耕作者について説明をさせていただきます。

まず、今まで新規就農という表現を使っておりましたが、就農というと農業に就く、イコール専業というイメージが強く、自家消費や家庭菜園のような小規模農地の取得には馴染まないという意見がありましたので、議案の摘要欄につきましては、今後新規という表記に変更いたします。

次に、先月の総会で加茂委員から小規模な新規の耕作者について、議論する必要性を感じない、というご意見を頂戴しましたので、本日の総会から 3 条の説明につきましては、調査会で意見があった案件についてのみ説明することといたします。

ただし、調査会での聞き取りにつきましては、後藤委員や杉山委員から耕作目的で取得する以上、農地が法律で守られていることや、地域でのかかわりなど知っていただく必要がある。農地は取得した後、自由に使えるわけではなく、しっかり耕作・維持管理する必要があること、転用しないことを確認する意味もある、というご意見を頂戴しておりますし、事務局としても、調査会への出席は、転売や土地ころがしでの取得に対する抑止力になっていると考えますので、面積の大小にかかわらず今後も継続していきます。

最後に、下限面積撤廃に伴う制度説明につきまして、今まで調査会において何度か説明をさせていただいておりますが、森島委員から調査員の皆さんに浸透していないのではないかとご意見を頂戴しましたので、今後も丁寧に説明して参ります。

私からの説明は以上です。

大 石 今月の申請案件は、地区「積志」、整理番号 238 番外 17 件でございます。

申請の内訳でございますが、所有権の売買に係る案件が 13 件、贈与に係る案件が 2 件、賃貸借に係る案件が 1 件、使用貸借に係る案件が 1 件、区分地上権に係る案件が 1 件でございます。

また、新規の方は 4 名、外国籍の方は 1 名です。

それでは整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案 4 ページ、地区「北浜」、整理番号 255 番は使用貸借に係る案件でございます。

使用借人は、浜北区小林の■■■■■さん、75 歳でございます。■■■■■さんは現在、浜北区小林、油一色、平口で植木、苗木、水稻の栽培をしている認定農業者です。この度、太陽光パネルの下部農地を耕作するため申請に至ったものでございます。申請地は、浜北区小林の畑 11 筆、合計面積 4,029.83 m²で、取得後は柵を作付けしていく計画でござ

います。水が溜まる土地であることや、日当たりによって栽培場所を移動させることを考慮し、ポット栽培を予定しております。また、榊を 402 株と大量に栽培する予定ですが、鈴木さんの自宅が申請地から 50m 程のところにあること、防草シートにより除草作業を軽減させることにより、耕作管理には問題ないと判断いたしました。

説明は以上でございます。

議長 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。

平尾 積志地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

篠原・舞阪地区調査会で審議した結果、特に問題がないとの報告を受けています。

続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足立 芳川・飯田地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴田 河輪・五島・白脇地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡本 都田地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

杉山 引佐地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後藤 三ヶ日地区調査会審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 長 最後に、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。

中安 浜名・北浜地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでしたが、榊を植えるということで、みんなでこの土地を見に行きましたが、雨の後でしたので、少し水が溜まっているような畑でした。その点をどのように考えているか聞いたが、ポット栽培で水はけの悪さを解消できるということで納得しました。

議長 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

(森島委員、挙手)

議長 長 はい、森島委員。

森島 吉山グループ長から、いくつか議論に対する改善の報告をいただきました。これはとても画期的なことだと思います。従来こういった形で、委員からの要望や発言について、取りまとめた形で、判断いただいたという報告は、かつて聞いたことが無くて、委員の発言が文字どおり、農業委員会の業務に生きた改善としてされたと評価したい。認識が間違っていたら教えてもらいたいのですが、新規取得に関して、耕作目的がきちっとし

ているかだとか、あるいは作り続けていただくかという概念がとても大切という共通の認識を持っているのですが、もう一つそこで農地を管理していくといった以上は、農地はどこかへ持っていけるものではないので、そこで地域の住民として、地域を守る活動をする事と一体であると、農地を所有するということは、という概念が必要かなという風に思いました。ですから、ずっとつくり続けなければだめだよというのは、同じ概念なんだけど、そこに住み続けて地域の財産である農地を大事にしていけますよという概念が共通認識として持たれると良いなと思いましたので、そのあたりを事務局の皆さんでご協議いただきたいと思います。

もう一つ、中安委員からご報告のあった、 さんが作ることになっているという畑は、砂利採取後の畑が水はけが悪くなっている。だけど、ポット栽培で防草シートをひいて、そのうえでやるから大丈夫だよと、という話をしているということでありまして、私は本来であれば、水はけはきちっと確保されるべきだと思います。ただ、そうはいかないというか、本人が良いと言っているのであれば、それ以上のことは求めないけれども、普通の良識だと思います。本来は水はけをしっかりと確保したうえで、要するに畑にちゃんと戻したよ、という認可を与えていくべきだと思います。この点については、足立委員からも指摘されていた、職員の皆さんの職権事項ですから。職権があるものですから、事務方の職権で農地に戻ったという判断をされるというのが、国で定めた農業委員会の議論のやり方ですから、そこは事務局の専決判断を尊重したいと思います。ただ、入口での職員の職権と出口の職員の職権、入口での職員の職権の議論はこないだから勉強させていただいて、よくわかりました。ただ、落ちているのは出口での職員の職権です。出口での職権がなんで事務局の専決事項なのか私にはわかりませんので、教えていただきたいと思います。以上です。

議 長 それでは、森島委員からの質問について、事務局。

局 長 事務局長鈴木です。出口というのは、どういうことをおっしゃっていますか。入口とは申請時のことかと思いますが、出口の職権というのはどういうことか教えていただきたいです。

森 島 私が入口と言っているのは、以前から教えていただいている、例えば農地を取得するに適格かどうかという要件、認定するのは事務局の専決だと聞いています。それが、私が言っている入口のところですよ。出口のところというのは、砂利採集後とか資材置場として使った後、これについても事務局の専決の判断になっていると思うので、出口の方の論立て、つまり入口の所は、要件を満たしただけでは 3 条取得につながらないというか、イコールにはならないので、もう一度農業委員の皆様方が、要件を認められた取得法人であっても、その 3 条を認めるかどうかは別の機会が与えられて、そこできっちり議論できる訳だけれども、もう使っているその後の農地が適切であるかどうかについて、事務局の専決事項になっている論立てがあつたら教えてくれ、ということです。

議 長 はい、事務局。

局 長 入口、出口というところ、農業委員のいわゆる職権については、農地法の議案として上程させていただいています。議案を許可するのは、農業委員の職権であります。許可

した後、農地転用であれば地目変更する前に、転用事実確認を提出していただき、我々で現地確認をしています。そこは、農業委員の職権ではなく、事務局の事務的な仕事であり、総会にあがってこないというのは確かです。適格法人につきましては、その要件にあっているかどうかの確認になります。調査会には出ていただいておりますが、どういった農業をやっていくのか、地域のルールをわかっていただきたいとか、そういった意味合いのものです。その後の3条取得については総会で審議することとなります。

もう一つ、砂利採集後の農地の使い方については、法的には森島委員が言われたような水はけが確保できているかどうか、といった細かい規定がありません。表面上農地になっていれば良いということになっています。ですが、それでは農地利用が確保できるか担保はできていませんので、事務局内でも検討しているところです。どういった埋め戻しが良いのか法律に規定されていませんので、こうしないと認めない、といったことはできませんが、基準というかガイドラインがつかれないか研究しているところです。

議 長 ありがとうございます。それでは他にございますでしょうか。
 (水崎委員、挙手)

議 長 はい、水崎委員。

水 崎 ポット栽培をするということですが、大きさとか排水もそうですが、水分が制限される。排水も制限されるが、給水もある程度確保できないと枯れてしまう。実は春野でもこの案件がありました。下が耕地されないところへそのままポット栽培をするよといったものですから、それでは給水はどうするかといったら、排水を確保して榊が育つ状況にないのではないかとということで断念したケースがあったものですから、給水のことをどのように審議されたかわかりましたら参考までに教えてください。

議 長 事務局お願いします。

富 永 浜北グループの富永です。水崎委員のおっしゃられたことは調査会でも出まして、耕作者の■■■■■さんに確認しましたところ、申請地に井戸水があり、井戸水を使つての給水が可能ということで聞いております。ご自宅が隣の隣ぐらいにあり、水をまきに来ることは容易に可能であるという説明を受けています。

議 長 よろしいでしょうか。

水 崎 審議されたということで、わかりました。

議 長 その他、ございますでしょうか。
 (質疑なし)

議 長 それでは採決いたします。第67号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
 (異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第68号議案「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案5ページをご覧ください。第68号議案「農地法第4条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

大 石 今月の申請案件は、地区「積志」、整理番号 59 番外 3 件でございます。

転用目的別の内訳は、自己用住宅関連が 2 件、営農型太陽光発電が 2 件でございます。

また、農地区分別の内訳は、農用地区域内農地が 2 件、第 1 種農地が 1 件、第 3 種農地
が 1 件でございます。なお、是正案件は 60 番です。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
始めに、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。

平 尾 積志地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江 間 湖東地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 都田地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 最後に、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。

中 安 浜名・北浜地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委
員からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 68 号議案「農地法第 4 条の規定による
許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。

次に、第 69 号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から
説明をお願いします。

齋 藤 それでは、議案 7 ページをご覧ください。第 69 号議案「事業計画変更承認申請につい
て」でございます。担当より説明いたします。

大 石 農地法第 4 条または、第 5 条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事
業を行うこととされていますが、許可を受けたあと、やむを得ずその事業計画を変更し
ようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができるとされておいま
す。

今月の申請は、当初の計画面積を広げる「目的変更」が 1 件でございます。

議案 7 ページ、地区「積志」、整理番号 12 番をお願いします。

申請人は、当初の転用事業者である [] です。申請地は、[]
[] に位置する農地です。申請に至った経緯でございますが、令和 5
年 8 月に農地法第 5 条の許可を受け、申請地に資材置場、及び大型事業用の駐車場を造
成する計画でしたが、計画に基づき車両を配置したところ、駐車場の通路部分が狭く車
両の出入りが難しいことが判明しました。必要となる広さを確保するため、隣地の農地
を賃借し、一体で造成していく計画となっております。当初の許可目的達成が困難にな
った事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転

用計画について、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

なお、拡張する隣地農地につきましては、議案 10 ページ整理番号 643 番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 69 号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議無いものと認め、承認することといたします。
次に、第 70 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 9 ページをご覧ください。第 70 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

加 藤 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 633 番外 57 件でございます。
転用目的別の内訳につきましては、自己用住宅関連が 37 件、農業用施設が 1 件、事業用の建物関連が 2 件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が 10 件、太陽光発電が 3 件、営農型太陽光発電が 1 件、一時転用が 4 件でございます。

また、農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 4 件、第 1 種農地が 6 件、第 2 種農地が 11 件、第 3 種農地が 37 件でございます。

なお、是正案件は整理番号 688 番でございます。

また、駐車場、資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

それでは、議案に○を付した案件につきまして説明させていただきます。

議案 11 ページ、地区「笠井」、整理番号 646 番をお願いします。

東区常光町の田畑 7,791 m²について、砂利採取を行いたいという申請でございます。
申請者は、[]に本店を置き、[]を営む法人です。この度、良質な砂利採取が見込まれる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、2 年間の一時転用申請に至ったものでございます。申請地は、[]に位置する農地です。申請地は、農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である 3 年以内の一時転用に該当いたします。本事業は、1:1.5 の安定勾配で掘削し、掘削面積 5,793 m²、最大掘削深 10m、総掘削量は 30,414 m³を予定しております。工事期間中は、最大 5m の保安距離を確保し、表土の流出を防ぐとともに、外周には防護柵、鍵付きの門扉などの設置により、近隣への安全対策が図られること、工事完了後は、良質な山土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、田は水稻、畑はキャベツ、ジャガイモを作付けする計画となっていること、また「砂利採取事業事前審査意見書」の提出を受けていること、埋め戻しの際には盛土条例の許可申請をする予定であることから、周辺農地への影響は

軽微と思われ、許可相当であると考えます。

議案 17 ページ、地区「浜名」、整理番号 684 番、685 番をお願いします。

本事業は、事業を 2 件にわけておりますが、同一事業者による事業計画であるため、併せて説明いたします。浜北区平口の田畑 3,348 m²で駐車場、駐輪場、緑地、同じく浜北区平口の田畑 8,855 m²で運動場、緑地、調整池を設けたいという申請でございます。申請者は、[] に拠点を置き、[] を運営する学校法人です。現在運営している専門学校を大学設置基準に合致させるため、敷地内に新校舎を新築することとなり、それに伴い不足する駐車場、運動場を設けたく申請に至ったものでございます。申請地は、[] に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、10ha 以上の広がりのある農地であることから第 1 種農地に該当すると判断いたしました。不許可の例外規定である収用対象事業に該当いたします。本転用事業は、66 台収容の駐車場と 450 台の駐輪場、運動場を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当であると思われます。申請地の周囲には見切工を設置する計画であること、雨水排水は敷地内側溝から運動場の調整池を経て道路側溝へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく事業承認を受けていること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松 澤 中央地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

渡 瀬 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

中ノ町・笠井地区調査会で協議した結果、1 点、646 番ですが、書類上不備、地元説明の若干不備が調査会で発覚しましたので、後日差し替え及び報告を受けましたことを付け加えて、調査会で問題がないということになりました。

議 長 続いて、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。

平 尾 積志地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加 茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江 間 湖東地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足 立 芳川・飯田地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴田 河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根木 新津・可美地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内山 三方原地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山中 細江地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

杉山 引佐地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後藤 三ヶ日地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。

中安 浜名・北浜地区調査会で協議した結果、排水計画等の問題はクリアされていましたが、ライトが当たってしまって他の畑等に影響がないかたずねましたところ、運動場なのでライトを付けることを想像していたのですが、ライトは付けないそうで他の畑に影響を与えることはないとのことでした。

議 長 最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(森島委員、挙手)

議 長 森島委員。

森島 684 番の[]の関係ですが、病院等の関係と言えばそうなんだけども、運営者が同じ、あるいは一族で、運営母体は駐車場で農地転用して、間もなく建築に入っていくというところを割と繰り返してきた法人であるという風に認識しておりまして、その意味で 685 番が運動場という括りなののですが、そもそも本体である教育施設の面積基準というのはクリアしているのかどうなのか、都市計画等で問題なかったのか、前回転用した運動場も建築施設として今後、というか今回あたりで使われてしまっているのではないかという思いをしております。事務局はそのあたりのところを確認なさったでしょうか。

議 長 はい、事務局お願いします。

富永 浜北グループ富永です。前回転用した運動場は現在も運動場として使われています。今回に関しましては専門学校の運動場になるのですが、今後大学基準を満たしていくよう新たな運動場が必要ということを聞いています。また、校舎の横に新しく校舎を建てる予定ですが、そこの一部に運動場がありまして、その運動場と駐輪場をつぶしてしまうことから、運動場がさらに必要ということで確認しています。

森島 都市計画なのか農地転用の我々の仕事なのか、境目がわからないんだけど、計画があるのであれば、その計画どおりに申請してもらって課題というのがあるような気がしま

す。何年か後に、駐車場で許可を取ったところに、また別の施設を造っていくということは農業委員会の我々の業務として、駐車場あるいは運動場で、農業委員会で審査して、周辺農地あるいは作付けに影響がないと判断するんだけど、それを一発やっちゃうとその次からは周りにどんな影響が出ようと都市計の許可が出るということになっているとすれば、ちょっとこれは話が違うんじゃないの、という思いです。事務局の皆さんで議論をされたり、あるいは現在わかっていることがあれば教えていただきたい。

議 長 　ただ今の件について、事務局から見解はありますか。

石 川 　浜北グループ石川です。今回につきましては、先ほど富永が説明させていただいたとおり、大学基準に合わせるために校舎が必要ということで、これまでの運動場がつぶれてしまうということでの申請となっています。計画がどうなっているかというところは、法人に確認をしているところですが、今のところ、というところではございますが、今後の拡張は聞いていないという状況です。ただ、法人ですので、今後の事業計画、事業活動の中での拡張を全く否定するところではないです。

議 長 　わかりました。この件につきましては、私も会長として思うところはあるんですが、やはりこういった計画が出た時に、言葉が悪いですが、小出しに出すようなことではなく、しっかりと調整を取ってもらいたいと思っています。

　その他ございますでしょうか。

（質疑なし）

議 長 　それでは、採決いたします。第 70 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議 長 　異議がないものと認め、承認することといたします。

　次に、第 71 号議案「非農地証明について」を上程いたします。

　事務局から説明をお願いします。

齋 藤 　それでは、お手元の議案 19 ページをご覧ください。第 71 号議案「非農地証明について」でございます。担当から説明いたします。

加 藤 　今月の申請案件は、地区「都田」、整理番号 38 番外 2 件でございます。

　地区「都田」、整理番号 38 番の申請地は昭和 44 年頃に車庫兼倉庫が建築され、宅地利用されているものです。

　地区「引佐」、整理番号 39 番の申請地は耕作困難のため、昭和 60 年頃に植林されたものです。

　地区「引佐」、整理番号 40 番の申請地は耕作困難のため、昭和 50 年頃に植林されたものです。

　説明は以上でございます。

議 長 　只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

（質疑なし）

議 長 　よろしいですか。それでは採決いたします。第 71 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 72 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続（20 年経過）に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。

事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 21 ページをご覧ください。第 72 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続（20 年経過）に係る特例農地等の利用状況の確認について」でございます。担当から説明いたします。

加 藤 相続税の納税猶予の特例の適用から、20 年経過することによる相続税の免除手続きに伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について、税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。

今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 5 番でございます。

被相続人は、平成 15 年 4 月 15 日に亡くなられた、XXXXXXXXXXさん。相続人は、中区蛸塚四丁目にお住いの、養子のXXXXXXXXXXさん、70 歳です。特例農地の面積は、申告時、現在ともに 545 m²です。現地調査をした結果、ミカン、ナス等が耕作され、農地の管理が行われていましたので、その旨を税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 72 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続（20 年経過）に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 73 号議案「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について」を上程いたします。

事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 23 ページをご覧ください。第 73 号議案「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への異見について」でございます。担当から説明いたします。

河 村 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。

令和 5 年度第 7 回浜松市農用地利用集積計画案でございます。公告予定は令和 5 年 10 月 20 日となります。

2 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計 246 筆、254,515.30 m²の内訳でございます。今月は、笠井地区での 1 筆をはじめとして、計 23 地区での利用権設定を予定しております。

その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。

1 ページから 21 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、23 ペー

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

次に、12 ページの 27 番をご覧ください。[] です。西区神ヶ谷町の [] さんのもとで農業を学び、今回の申請に至りました。[] の畑、2,368 m²を借り受け、栗、アーモンド、オレンジの栽培を予定しております。

以上の計画の内容は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

改正された農業経営基盤強化促進法および農地中間管理事業の推進に関する法律の施行により、農地中間管理事業の貸借地の耕作者変更については、中間管理機構である県の農業振興公社が農用地利用集積等促進計画を県知事に申請し、認可されることで成立することとなり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定により農用地利用集積等促進計画の案は市が作成し、農業委員会の意見を聞いて、公社へ提出することとなっています。

説明は以上でございます。

(委員の補足説明なし)

(森島委員、挙手)

森 島 すみません、一番最後の説明の所が読み込めていません。もうちょっとわかりやすく
 というか、わかりやすい言葉で説明できませんかね。

河 村 前々回にも説明させていただいていますが、現在の農地の貸借制度はちょうど過渡期になっておりまして、変更前、法律改正前の制度と法律改正後の制度が混在している状

況となっています。前段説明させていただいた通常の相対利用権、それと新規に中間管理事業で貸借されたもの、これについては利用集積等促進計画という計画によって契約が成立するという法律となっております。後段、25 ページ以降で説明させていただいたものは法律改正後の新しい制度となっています。令和 7 年の 3 月までには新制度と旧制度が混在、令和 7 年 4 月以降は新制度だけが残ることとなります。25 ページ以降が新制度で名前が似ておりますけれども、中間管理事業で現在借りている農地、耕作者の変更、今までは A さんが借りていたものを今回 A さんがやめて B さんが借りる、これについては新しい法律では中間管理事業法に基づく農用地利用集積等促進計画というものが県知事に認可されて、A さんから B さんに移すことが認められると。その案につきましては、市がつくって、公社に出すという形になっていますが、市は公社に出す前に農業委員会のご意見を聞くというシステムになっています。

新旧の制度が混在し、法律の名前がわかりにくいところになっていますが、ご理解をいただきたいと思います。

森 島 それで法律が変わった、取り扱いが変わっただけで、結果として何か変わったのか、とりわけ要件とか条件とか変化はありますか。

議 長 はい、事務局。

河 村 変わっておりません。

森 島 変わっていない、了解。

議 長 その他、ございますでしょうか。

(根木委員、挙手)

議 長 はい、根木委員。

根 木 利用権の設定の時に、内容が露地野菜と出てきますが、具体的に何を作るか知らない
と具合が悪いんじゃないかと思います。

議 長 はい、事務局。

河 村 ご指摘いただきましたところは、利用権設定の内容というところの欄かと思います。
一般的に相対契約の場合は、地主さんと耕作者さんが明確に決まっているものですから、
例えばブロッコリーを作るならブロッコリー、ネギならネギ、みかんならみかと記載
させていただいています。ただ、中間管理事業の場合は、地主さんと耕作者さんではな
く、中間管理機構との契約になっており、果樹、野菜、水稻作といった分類で書くこと
になっています。法律的な扱いとなっていますのでよろしくお願いします。

議 長 その他、ございますでしょうか。

(質疑なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 73 号議案「農用地利用集積計画の決定及
び農用地利用集積等促進計画案への意見について」は、原案どおり承認することに、ご
異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、報告事項の第 70 号から第 75 号までを、事務局から報告をお願いします。

- 齋 藤 議案 25 ページをご覧ください。今月の報告事項は一覧のとおりでございます。
- 議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。
- それでは、その他の委員の皆さまから、活動を通して何かありましたらお願いいたします。
- 渡 瀬 ・ 農業委員会での草刈り機導入の検討による耕作放棄地対策について
- 袴 田 ・ 調査会における一時転用後の農地回復状況の確認について
- 森 島 ・ 女性委員の活躍について
- 森 島 ・ 砂利採取後の担い手の確保について
- 議 長 それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願いします。
- 局 長 ・ 農業会議情報について
- 齋 藤 今後の会議予定
- ・ 令和 5 年第 11 回農業委員会総会
- 日時 令和 5 年 11 月 16 日（水） 午後 2 時 30 分から
- 場所 北区役所 3 階 31・32 会議室
- ・ 令和 5 年度 農地利用最適化推進研修会
- 日時 令和 5 年 10 月 31 日（火） 午後 1 時 30 分から
- 場所 菊川市「菊川文化会館アエル小ホール」
- 議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第 10 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 3 時 50 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 年 月 日 ()

会 長

委 員

委 員